

企画審査基準

企画提案書は、次に掲げる事項により審査・選定する。また、選定された企画提案書の応募者を、契約の相手方とする。

1 選定に関する考え方

(1) 意識・行動の喚起

- ① 映像を見た視聴者に対して、山梨県で過去に発生した災害の様子や、今後発生が懸念される災害について理解してもらえるような内容となっていること。
- ② 自助・共助の役割、対策の内容・必要性が分かりやすく説明されていること。

(2) 印象・話題性

- ① 視聴者の興味を引きやすく、印象に残る内容となっていること。
- ② 視聴者が飽きないような工夫がされていること。
- ③ 新聞・雑誌等、他のメディアでも取り上げられるような話題性が期待できるか。

(3) 総合評価

- ① 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ② スケジュールが無理のないものとなっていること。

2 選定方法

- (1) 審査員が、企画提案書ごとに1の(1)～(3)の項目について、1～5点までの5段階評価を附す。
- (2) 各審査員による審査の合計点が最も高い企画提案書を採用する。
- (3) 合計点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから選定委員長が選定する。